

## 江南労働基準協会新規会員紹介制度

### (目的)

事務局が行っている未加入企業の加入勧奨に併せ、会員が把握した未加入企業に対し加入勧奨を行うことにより、江南労働基準協会の会員数の減少傾向に歯止めをかけ、会員の増加を図る。

### (加入勧奨)

- 1 協会会員は、協力企業（構内、構外）、近隣の企業などで協会に未加入であれば、協会加入のメリット等を説明し、協会への加入勧奨を行う。
- 2 加入勧奨の対象企業は、原則、江南労働基準監督署管内事業場とする。
- 3 加入勧奨する場合は、最低1年間入会することを条件として加入勧奨する。

### (入会手続き)

加入勧奨を受けて協会に入会しようとする企業は、入会申込書（様式1）に会費を添えて協会事務局に提出する。

### (紹介手数料)

- 1 入会申込書に加入勧奨者名が記載されている場合は、該者に紹介手数料を支払うこととする。
- 2 紹介手数料は、新規加入企業の年間会費の半額（1000円未満は切り捨て）とし、商品券で支払うこととする。

### (その他)

加入勧奨を行うためのパンフレット、入会申込書は別途作成する。

### (施行日)

この制度は令和3年4月1日から施行する。